

令和6年度学習登録団体・スポーツ登録団体の新規登録を受け付けます

市の施設を定期的に利用して、芸術・文化・地域課題などの学習活動やスポーツ・レクリエーション活動を行う非営利団体の登録を受け付けます。

●登録団体の要件 次の全てに当てはまることが

- ◇スポーツ・レクリエーション関係団体は、(公財)市スポーツ協会とその加盟団体に登録
- ◇本市のスポーツ・レクリエーション活動、または生涯学習の振興発展に寄与する団体
- ◇指導者が社会体育または生涯学習指導者養成講習会を受講
- ◇会員が10人以上で、その3分の2以上が市民、または市内の事業所に勤務
- ◇小・中学生の団体は、父母などの保護者で構成された育成会がある
- ◇教育委員会が指定する行事などにスタッフを派遣している
- ◇次の対象の施設において、1年以上の活動実績があり、施設などの決められた事項を守っている
- ※同一種目スポーツの重複登録はできません。

●対象施設

- ◇各コミュニティセンター

- ◇赤坂・旭ヶ丘テニスコート

- ◇小・中学校の体育館と運動場

※施設の利用は有料

●定期使用 1日3時間以内、週6時間以内

●定期使用ができる時間帯

- ◇小学校施設

①月～金曜日・日曜日・祝日
午後5時～9時

②土曜日（祝日を除く）
午後2時～9時

- ◇中学校施設

①月～土曜日（祝日を除く）
午後7時～9時

②日曜・祝日 午後5時～9時

●申込みと問い合わせ先
◇学習登録団体について
教育振興課 共育推進担当
(580)1991

◇スポーツ登録団体について
スポーツ課
(503)9500

●申込期間 2月1日(木)～9日(金)
(土・日曜日を除く)
午前9時～午後5時

●申請書の配布

- ◇学習登録団体 教育振興課
- ◇スポーツ登録団体 スポーツ課・(公財)市スポーツ協会、またはスポーツ協会ホームページからダウンロード

※新規登録を予定している団体は、事前に各担当へ相談してください。



おわびして訂正します



広報「大野城」令和5年12月15号の12ページに掲載している「年末年始の施設などの休み」の記事で、施設の休み期間が誤っていましたので、おわびして訂正します。

●対象施設

- ◇まどかパーク・乙
金多目的広場◇赤坂テニスコート・旭ヶ丘テニスコート

- ◇学校開放施設

●正しい休み期間 12月28日(木)～1月4日(木)

●問い合わせ先
スポーツ課

(580)1991

●登録期間 6月1日(土)～令和7年5月31日(土)